

成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>令和元年7月31日成介第1003号</p> <p>成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービス(以下「基準緩和型サービス」と総称する。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成28年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるところによる。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 基準緩和型サービスの対象者(以下「対象者」という。)は、居宅要支援被保険者等とする。</p> <p>(基準緩和型サービスの内容)</p> <p>第4条 基準緩和型サービスの内容は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援のうち、第1号介護予防支援事業において必要と認められるものとする。</p> <p>(1) 基準緩和型訪問サービス 次に掲げる支援</p> <p>ア 居室、便所その他の対象者の日常生活の範囲における清掃及び整理整頓</p>	<p>令和元年7月31日成介第1003号</p> <p>成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービス(以下「基準緩和型サービス」と総称する。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成28年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるところによる。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 基準緩和型サービスの対象者(以下「対象者」という。)は、居宅要支援被保険者等とする。</p> <p>(基準緩和型サービスの内容)</p> <p>第4条 基準緩和型サービスの内容は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援のうち、第1号介護予防支援事業において必要と認められるものとする。</p> <p>(1) 基準緩和型訪問サービス 次に掲げる支援</p> <p>ア 居室、便所その他の対象者の日常生活の範囲における清掃及び整理整頓</p>

現行	改正案
<p>イ ゴミ出し</p> <p>ウ 衣類の洗濯，物干し，取入れ，収納及びアイロン掛け</p> <p>エ シーツ交換，布団カバーの交換その他のベッドメイク</p> <p>オ 夏服及び冬服の入替えその他の衣類の整理</p> <p>カ 被服の<sup>ぼたん</sup>釦付け，破れの補修その他の修理</p> <p>キ 一般的な調理，配膳及び下膳</p> <p>ク 日常品の買物</p> <p>ケ 薬の受取り</p> <p>コ アからケまでに掲げるもののほか，市長が必要と認める生活援助</p> <p>(2) 基準緩和型通所サービス 次に掲げる支援</p> <p>ア 健康状態の確認</p> <p>イ 介護予防に資する体操</p> <p>ウ レクリエーション</p> <p>エ 生活等に関する相談及び助言</p> <p>オ 送迎</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか，市長が必要と認める日常生活上の支援</p> <p>(基準緩和型サービスに要する費用の額)</p> <p>第5条 規則第4条第3号の市長が別に定める基準緩和型訪問サービスに要する費用の単位数は，別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 規則第4条第4号の市長が別に定める基準緩和型通所サービスに要する費用の単位数は，別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3 前各項に定めるもののほか，基準緩和型サービスに要する費用の額の算定</p>	<p>イ ゴミ出し</p> <p>ウ 衣類の洗濯，物干し，取入れ，収納及びアイロン掛け</p> <p>エ シーツ交換，布団カバーの交換その他のベッドメイク</p> <p>オ 夏服及び冬服の入替えその他の衣類の整理</p> <p>カ 被服の<sup>ぼたん</sup>釦付け，破れの補修その他の修理</p> <p>キ 一般的な調理，配膳及び下膳</p> <p>ク 日常品の買物</p> <p>ケ 薬の受取り</p> <p>コ アからケまでに掲げるもののほか，市長が必要と認める生活援助</p> <p>(2) 基準緩和型通所サービス 次に掲げる支援</p> <p>ア 健康状態の確認</p> <p>イ 介護予防に資する体操</p> <p>ウ レクリエーション</p> <p>エ 生活等に関する相談及び助言</p> <p>オ 送迎</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか，市長が必要と認める日常生活上の支援</p> <p>(基準緩和型サービスに要する費用の額)</p> <p>第5条 規則第4条第3号の市長が別に定める基準緩和型訪問サービスに要する費用の単位数は，別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 規則第4条第4号の市長が別に定める基準緩和型通所サービスに要する費用の単位数は，別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3 前各項に定めるもののほか，基準緩和型サービスに要する費用の額の算定</p>

現行	改正案
<p>については、実施要綱の定めるところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>(成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱等の廃止)</p> <p>2 次に掲げる要綱は、廃止する。</p> <p>(1) 成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱（平成29年3月16日成高第2570号）</p> <p>(2) 成田市基準緩和型通所サービス実施要綱（平成29年3月16日成高第2571号）</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。</p>	<p>については、実施要綱の定めるところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>(成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱等の廃止)</p> <p>2 次に掲げる要綱は、廃止する。</p> <p>(1) 成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱（平成29年3月16日成高第2570号）</p> <p>(2) 成田市基準緩和型通所サービス実施要綱（平成29年3月16日成高第2571号）</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則（令和3年 月 日成介第〇〇〇号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の</u></p>

現行	改正案
<p>別表第1</p> <p>ア 基準緩和型訪問サービス費Ⅰ <u>993</u>単位 事業対象者・要支援1・2 週1回程度（1月につき）</p> <p>イ 基準緩和型訪問サービス費Ⅱ <u>1,985</u>単位 事業対象者・要支援1・2 週2回程度（1月につき）</p> <p>ウ 基準緩和型訪問サービス費Ⅲ <u>3,148</u>単位 事業対象者・要支援2 週2回を超える程度（1月につき）</p> <p>エ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>オ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137／1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100／1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55／1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)の90／100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)の80／100</p> <p>カ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63／1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42／1000</p> <p>注1 アからウまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同</p>	<p><u>例による。</u></p> <p>別表第1</p> <p>ア 基準緩和型訪問サービス費Ⅰ <u>1,000</u>単位 事業対象者・要支援1・2 週1回程度（1月につき）</p> <p>イ 基準緩和型訪問サービス費Ⅱ <u>1,997</u>単位 事業対象者・要支援1・2 週2回程度（1月につき）</p> <p>ウ 基準緩和型訪問サービス費Ⅲ <u>3,169</u>単位 事業対象者・要支援2 週2回を超える程度（1月につき）</p> <p>エ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>オ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137／1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100／1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55／1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)の90／100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)の80／100</p> <p>カ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63／1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42／1000</p> <p><u>キ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る上乗せ分（令和3年4月1日から同年9月30日までに実施したサービスに限る。） 所定単位×1／1000</u></p> <p>注1 アからウまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同</p>

現行	改正案
<p>一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。</p> <p>注2 <u>オ及びカ</u>について、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。</p> <p>注3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>	<p>一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。</p> <p>注2 <u>オからキまで</u>について、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。</p> <p>注3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び<u>新型コロナウイルス感染症への対応に係る上乗せ分</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>
別表第2	別表第2
<p>ア 基準緩和型通所サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 (週1回程度) <u>1,320</u>単位 (1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 (週2回程度) <u>2,705</u>単位 (1月につき)</p> <p>イ サービス提供体制強化加算</p> <p>サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 48単位 (1月につき)</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×59/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位×43/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位×23/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3)の90/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)の80/100</p> <p>エ 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>ア 基準緩和型通所サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 (週1回程度) <u>1,329</u>単位 (1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 (週2回程度) <u>2,725</u>単位 (1月につき)</p> <p>イ サービス提供体制強化加算</p> <p>サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 48単位 (1月につき)</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×59/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位×43/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位×23/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3)の90/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)の80/100</p> <p>エ 介護職員等特定処遇改善加算</p>

現行	改正案
<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12／1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10／1000</p> <p>注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。</p> <p>注2 アについて、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。</p> <p>注3 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ次のとおり減算する。</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 376単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 752単位</p> <p>注4 <u>ウ及びエ</u>について、所定単位は、ア及びイにより算定した単位数の合計とする。</p> <p>注5 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、<u>支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p>	<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12／1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10／1000</p> <p><u>オ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る上乗せ分（令和3年4月1日から同年9月30日までに実施したサービスに限る。） 所定単位×1／1000</u></p> <p>注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。</p> <p>注2 アについて、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。</p> <p>注3 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ次のとおり減算する。</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 376単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 752単位</p> <p>注4 <u>ウからオまで</u>について、所定単位は、ア及びイにより算定した単位数の合計とする。</p> <p>注5 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、<u>介護職員等特定処遇改善加算及び新型コロナウイルス感染症への対応に係る上乗せ分は、</u>支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>

- 令和3年度からの総合事業における国が定める単価や人員等の基準については、令和3年度介護報酬改定における趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う（介護給付等に準じた取扱いとする。）。
- 総合事業の単価については、これまで国が具体的な上限を定めてきたが、令和3年度からは、国が定める単価を勘案して市町村が定めることとする。

※★は介護予防ケアマネジメントにも適用されるもの

訪問型・通所型サービス共通事項

1. 感染症や災害への対応力強化

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。★
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。★

2. 自立支援・重度化防止の取組の推進（介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進）

- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。

訪問型・通所型サービス共通事項

3. 介護人材の確保・介護現場の革新

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。
    - ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
    - ・ 職員のキャリアアップに資する取組
    - ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
    - ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
    - ・ 生産性の向上につながる取組
    - ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - イ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。
- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。













